

## 2. 児童虐待相談の状況

### (1) 児童虐待相談の年度別推移

○平成24年度に県内の児童相談所が受け付けた児童虐待相談対応件数は、1,022件でした。対前年度92件増(約1割増)で、過去最多の件数となりました。

県内の児童相談所が受理した児童虐待相談対応件数は、平成15年度以降、大幅に減少した20年度を除き、年間500件を超える状況で推移し、22年度は858件と大幅に増加し、以降、23年度930件、24年度1,022件と過去最多件数の更新が続いています。

全国の相談対応件数をみても、児童虐待相談は増加を続けています。

本県において、平成24年度の相談対応件数が増加した背景については、地域の関心の高まりや、県と市町との連携強化による通告の増加などが考えられます。今後も引き続き、児童の安全確保を最優先とする観点から、児童虐待の防止等に関する法律、子どもを虐待から守る条例等に基づき、啓発や未然防止、早期発見・早期対応などの取組を強化していきます。

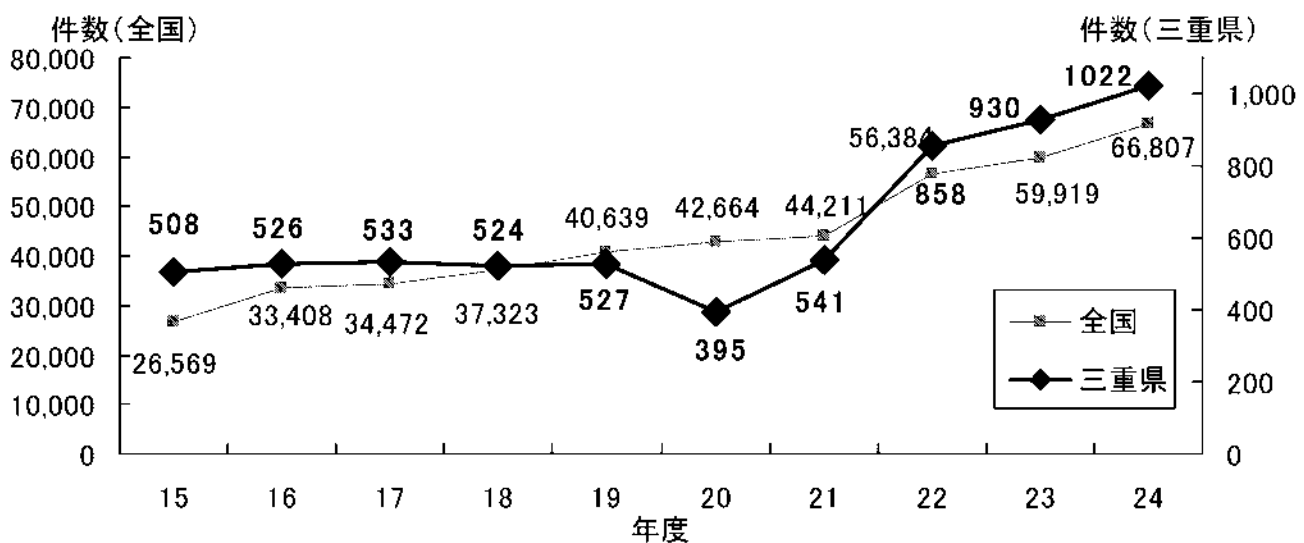
表1 児童虐待相談対応件数の年次推移

(単位：件)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全国	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,807
三重県	508	526	533	524	527	395	541	858	930	1,022

注) 平成22年度の全国の件数は、福島県分を除いて集計した数値です。

### ○児童虐待相談対応件数の推移



(2) 児童虐待相談の経路

○児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関、②県の機関、③近隣・知人となっています。

市町の機関からの相談が前年度より110件増の500件と最も多く、全体の48.9%を占めています。これは、市町が一義的な相談窓口であるため、発見者から市町に連絡が入り、緊急受理会議等で判断のうえ、児童相談所に通告する事例が増加しているものと考えられます。

県の機関についても、児童虐待問題への認識の深まりが、通告件数の増加につながっていると思われます。また、近隣・知人からの相談も多く、啓発や報道により、県民の関心も引き続き高いことがうかがわれます。

表2 児童虐待相談の経路 (平成24年度)

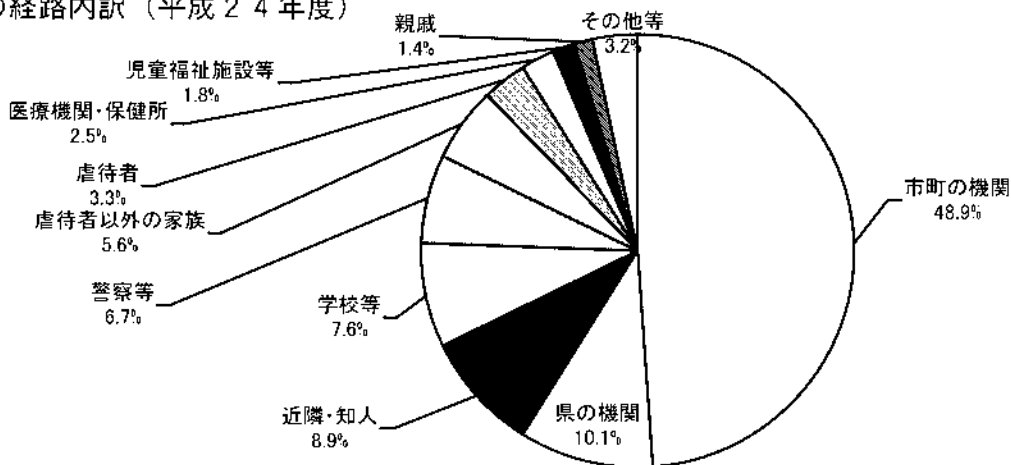
(単位: 件、%)

経路 件数	家族		親 戚	近 隣・ 知 人	児 童 本 人	県 の 機 関	市 町 の 機 関	児 童 委 員	保 健 機 関 所 関	施 設 児 童 福 祉 等 社	警 察 等	学 校 等	里 親	そ の 他	計
	虐 待 者	以 虐 待 外 者													
相談 件数	34	57	14	91	6	103	500	3	26	18	68	78	0	24	1,022
構成 比	3.3	5.6	1.4	8.9	0.6	10.1	48.9	0.3	2.5	1.8	6.7	7.6	0.0	2.3	100

(参考: 平成23年度)

相談 件数	28	47	21	102	6	81	390	1	37	18	78	112	0	9	930
構成 比	3.0	5.1	2.3	11.0	0.6	8.7	41.9	0.1	4.0	1.9	8.4	12.0	0.0	1.0	100

○虐待相談の経路内訳 (平成24年度)



### (3)児童虐待相談の主な虐待者

○「実の母親」による虐待が5割強を占めています。

主な虐待者は、実母が560件、54.8%と最も多くなっています。これは、子育ての中心が母親であり、子どもと接する時間が長く、そのため育児をはじめとする様々なストレスが母親にかかり、その対象が子どもに向けて虐待を誘発している場合が多いものと考えられます。

こうした背景には、子育てへの不安や負担感の高まり、家族形態の多様化、援助が得られにくい近隣関係など様々な問題が考えられることから、地域社会で子どもを守る取組が、虐待の未然防止により一層重要となってきました。

表3 主な虐待者（平成24年度）

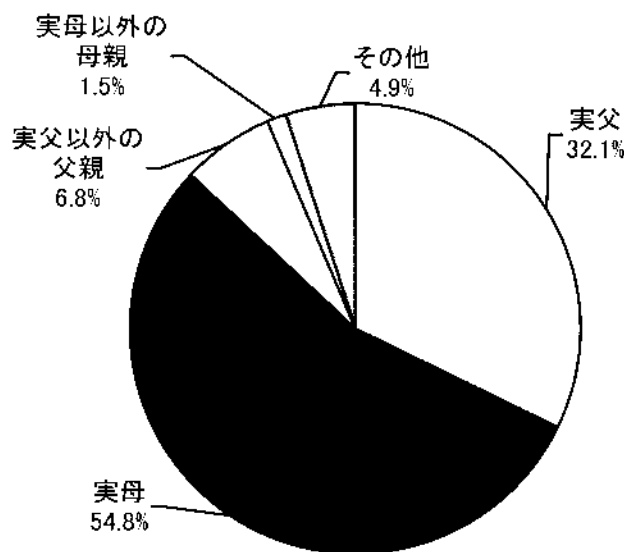
（単位：件、%）

虐待者 件数	実父	実母	実父以外 の父親	実母以外 の母親	その他	計
相談件数	328	560	69	15	50	1,022
構成比	32.1	54.8	6.8	1.5	4.9	100

（参考：平成23年度）

相談件数	301	503	65	8	53	930
構成比	32.4	54.1	7.0	0.8	5.7	100

○主な虐待者内訳（平成24年度）



※構成比 (%) は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(4)被虐待児童の年齢内訳

○被虐待児童の8割強が、小学生以下の児童となっています。

虐待を受けている児童のうち、小学生以下の児童が839件と全体の82.1%を占めており、中学生が132件、12.9%、高校生その他が51件、5.0%となっています。

全国の児童虐待死亡事例の約9割は0歳から5歳までの児童であり、年齢が低くなるほど死亡や重篤事例の割合が高くなる傾向にあります。また、死亡事例の約4割を占める0歳児について加害者の過半数が10歳代の実母であることから、妊娠期からの支援や若年層への虐待予防の啓発が求められています。

表4 被虐待児童の年齢内訳（平成24年度）

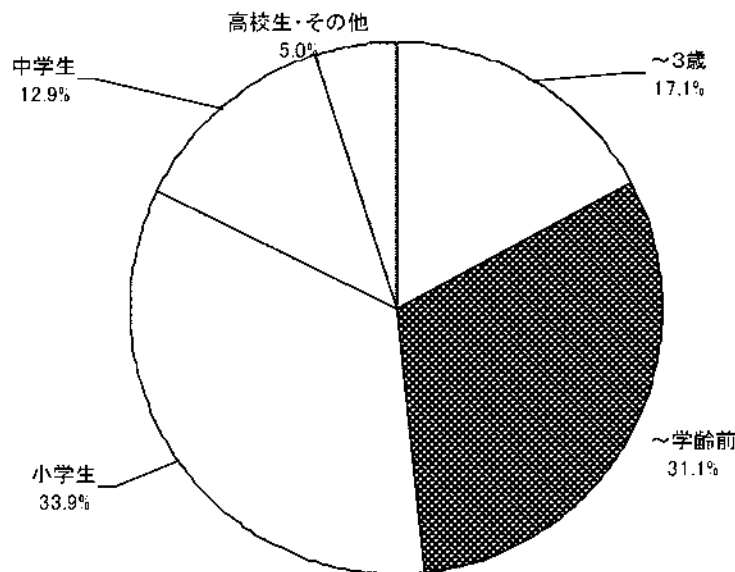
（単位：件、%）

被虐待者 件数	0～3歳 未 満	3歳～学 前 児 童	小 学 生	中 学 生	高 校 生 そ の 他	計
相談件数	175	318	346	132	51	1,022
構成比	17.1	31.1	33.9	12.9	5.0	100

（参考：平成23年度）

相談件数	183	227	349	128	43	930
構成比	19.7	24.4	37.5	13.8	4.6	100

○被虐待児童の年齢内訳（平成24年度）



(5)児童虐待相談種別

○虐待相談種別では、「身体的虐待」が4割強と最も多く、「養育の怠慢ないし拒否」、「心理的虐待」が、ともに3割弱を占めています。

虐待相談の種別では、周囲の人が発見しやすい身体的虐待が前年度より104件増の447件で最も多くなっています。

次いで、養育の怠慢ないし拒否（ネグレクト）となっています。特に乳幼児に対するネグレクトは、生命に関わる事態やその後の成育に大きな影響を及ぼす恐れがあります。また、心理的虐待は、281件と前年度より11件の減少ですが、ネグレクトとほぼ同数となっています。

性的虐待については、数は少ないものの、児童の心身に大きなダメージを残す深刻な虐待です。発見が困難なため、学校や医療機関等との連携や、児童が相談しやすい環境の整備が必要です。

表5 主な虐待相談種別（平成24年度）

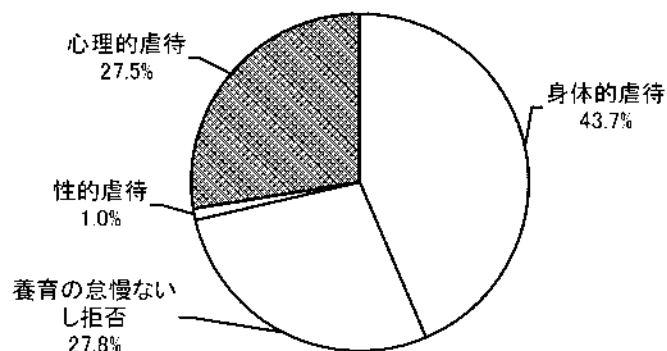
（単位：件、％）

種別 件数	身体的虐待	養育の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
相談件数	447	284	10	281	1,022
構成比	43.7	27.8	1.0	27.5	100

（参考：平成23年度）

相談件数	343	273	22	292	930
構成比	36.9	29.3	2.4	31.4	100

○主な虐待種別内訳（平成24年度）



(6) 児童虐待相談後の処遇

○処遇別内訳では、訪問や来所等による「面接指導」が全体の約9割を占めています。  
 ○保護が必要とされ、「施設入所」や「里親委託」と処遇された件数は、92件となっています。

虐待相談を受け対応した結果、面接指導を行うこととなったものが、893件と全体の87.4%にのぼります。

児童虐待の再発を防止するためには、継続した面接指導とともに、関係機関が連携して支援し、地域全体でその家庭を見守っていくことが重要です。

また、相談・通告があったもののうち、92件について保護が必要と判断し、児童福祉施設への入所や里親への委託を行いました。そのうち、児童福祉施設への入所件数は、前年度より35件増の86件となっています。これらの児童の自立や家族再生に向けて、施設や里親による養育を支援していくことが必要です。

表6 児童虐待相談後の処遇内訳（平成24年度） （単位：件、%）

処遇 件数	児童福祉施設 入所	里親・保護 受託者委託	面接指導	その他	計
相談件数	86	6	893	37	1,022
構成比	8.4	0.6	87.4	3.6	100

（参考：平成23年度）

相談件数	51	6	844	29	930
構成比	5.5	0.6	90.8	3.1	100

○児童虐待相談後の処遇内訳（平成24年度）

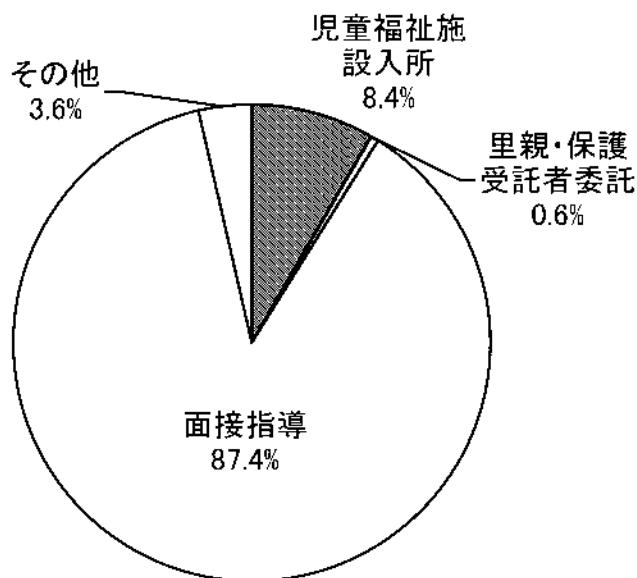
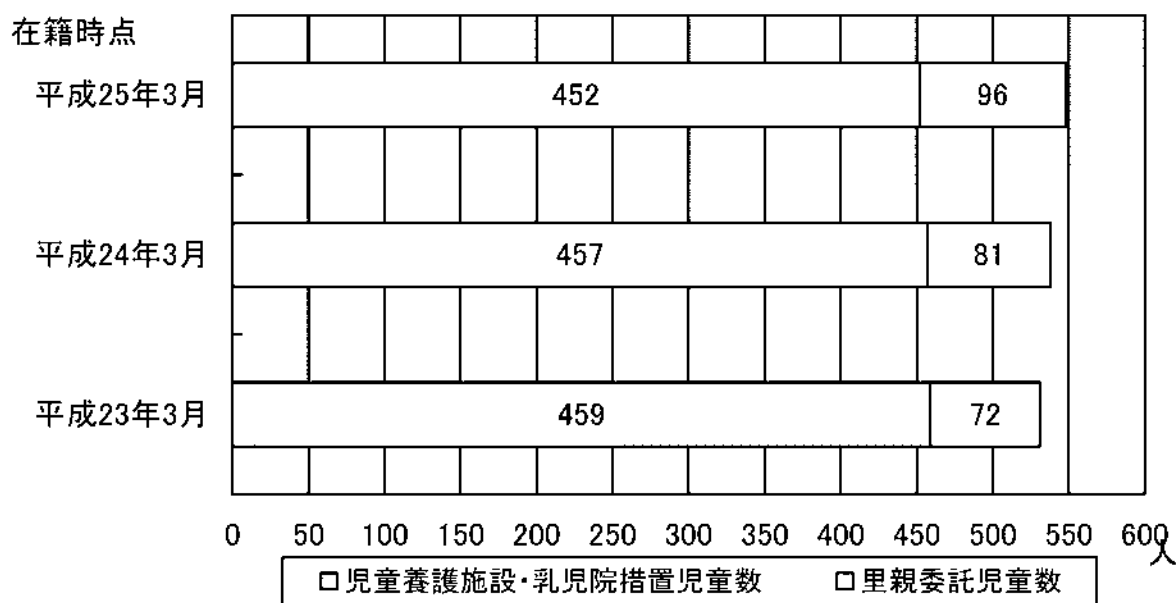


表7 児童養護施設・乳児院・里親委託時点別在籍者数 (単位：人)

人数 \ 時点	H23.3.1現在	H24.3.1現在	H25.3.1現在
児童養護施設・乳児院措置児童数	459	457	452
里親委託児童数	72	81	96
合 計	531	538	548

○児童養護施設・乳児院・里親委託時点別在籍者数



(7)被措置児童虐待の状況及び講じた措置等

平成20年12月に改正された児童福祉法に基づき、都道府県知事は、児童福祉施設等に措置された児童が虐待された場合の状況、講じた措置等を毎年度公表するよう義務づけられています。

平成24年度においては、被措置児童虐待の事例はありませんでした。

通告受理件数	調査件数	虐待該当件数
0件	0件	0件

(8)立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況

- 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3で定められた臨検・捜索については、実施したケースはありませんでした。
- 一時保護された児童のうち、虐待の事由によるものが全体の約半数を占めています。

平成24年度においては、児童虐待の防止等に関する法律に基づく出頭要求は12件実施しました。立入調査及び臨検・捜索の事例はありませんでした。

また、児童相談所による一時保護及び児童養護施設等への一時保護委託を実施した児童は523人で、うち約半数(247人)が虐待を事由とするものでした。

一時保護した児童については、安全確保を第一としつつ、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を図ることが求められています。

表8 児童虐待防止法に基づく対応件数(平成24年度) (単位:件)

対応	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	援助要請
件数	1,022	12	0	0	0	3

(参考:平成23年度)

件数	930	12	6	1	0	12
----	-----	----	---	---	---	----

表9 相談事由別一時保護の実施状況(平成24年度) (単位:人、日、%)

	養護相談		障がい	非行	育成	保健・その他	計
	虐待	その他					
保護人数	247	207	8	33	7	21	523
構成比・人数	47.2	39.6	1.5	6.3	1.3	4.0	100
延べ保護日数	5,272	3,817	99	630	170	218	10,206
構成比・日数	51.6	37.4	1.0	6.2	1.7	2.1	100

(参考:平成23年度)

保護人数	265	291	19	48	16	8	647
構成比・人数	41.0	45.0	2.9	7.4	2.5	1.2	100
延べ保護日数	6,306	4,929	181	894	295	93	12,698
構成比・日数	49.7	38.8	1.4	7.0	2.3	0.7	100

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。



## (9) 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の検証を受けた取組

### ① 2件の死亡事例の発生

平成24年8月、桑名市のパチンコ店の屋外駐車場において、生後5か月の乳児が車内に放置され、死亡する事例が発生しました。さらに同年10月、四日市市において、生後10か月の乳児が暴行を受けて死亡する事例が発生しました。いずれの事例も虐待者は母親で、刑事責任が問われています。

県では、これらの事態を重く受け止め、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会（三重県児童虐待死亡事例等検証委員会）において、事例の検証を行いました。桑名市の事例については6回の検証を経て平成25年3月に、四日市市の事例については9回の検証を経て同年9月に、知事に報告書が提出されました。

### ② 検証の論点

2事例の検証の主な論点は次のとおりです。

- 児童相談所職員の専門性の向上
- 適切な危険度査定
- 児童相談所と母子保健担当部門との連携
- 乳児院の専門性の向上
- 0歳児の身体の脆弱性の啓発
- 一時保護に係る児童相談所の組織的な対応力の向上
- 問題を抱えた保護者への支援
- 虐待事例への市町の積極的な関与
- 児童相談所と市町、警察等の関係機関の連携強化

### ③ 検証結果に基づく取組

桑名事例の検証結果や四日市事例の検証での議論の経過を踏まえ、平成25年度は次の取組を実施しているところです。

- 児童虐待対応、危機管理及び市町支援推進に専門的に当たる「子ども虐待対策監」のポスト新設。
- 法的対応・介入型支援を強化するため、児童相談センターに法的対応室を新設し、弁護士と警察官等を配置。
- 児童相談センターに市町支援プロジェクトチームを新設し、定期協議に基づく体制強化支援や市町のニーズに応じた各種研修開催による人材育成支援等により、市町の相談体制強化を推進。
- 組織体制の充実のため、各児童相談所にケースワーカーや保健師など計9名を増員。
- 虐待通告を受けての初期対応等の客観性、的確性を高めるためのアセスメントツールの研究開発、本庁ー児童相談センターー各児童相談所間でリスク情報を共有化するシステム導入の取組。